

		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号						
	連結事業年度	令和	年	月	日から		
	又は事業年度	令和	年	月	日まで		

第六号様式別表一  
(第三条・第十条の二関係)

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

		兆	十億	百万	千	円
(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等) 法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額	①					
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②					
差引個別帰属法人税額 ( (①+②) と (①の括弧書) のうちいずれか多い額) 又は差引法人税額 (①+②)	③					
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④					
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥					
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③-④-⑤+⑥	⑦					

当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書) - (①+②)	⑧					
--------------------------------------	---	--	--	--	--	--

法人税における連結納税の承認の有無	⑨	有 (連結法人) ・ 無 (連結法人以外の法人)
連結親法人・子法人の区分	⑩	連結親法人 ・ 連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人 ・ 協同組合等 ・ 特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人 ・ 非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告 ・ 単体申告

連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 (電話 )	
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)	

## 第6号様式別表 1 記載要領

- 1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2（2）付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2（1）付表）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の(18)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には零）を記載すること。  
また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書別表1の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使用秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額及び使用秘匿金の支出に対する法人税額並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
- 6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、第6号様式別表2の当期控除額の合計額及び第6号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。
- 7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。
- 8 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑧」の欄は、零を超える場合に記載すること。